

## 8月1日から介護保険の費用負担が変わります

### ◆一定以上所得のある人(※1)は、介護サービスを利用した時の負担割合が、1割から2割になります。

これに伴い、7月中に、要支援・要介護認定を受けている人を対象に「負担割合証」を送付します。

サービス利用時には必ず提示してください。(2号被保険者は対象外です)

※1 収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は、合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。ただし、同一世帯の65歳以上の人の所得が低い場合などは、1割負担となることがあります。

### ◆施設利用者の食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります。

- ・非課税世帯(世帯全員が市民税を課税されていない世帯)が対象です。
- ・預貯金など(現金・有価証券なども含む)を、配偶者がいる人は合計2,000万円超、配偶者がいない人は1,000万円超を持っている場合には、軽減の対象外になります。
- ・配偶者が市民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。



### ◆高額介護(介護予防)サービス費利用者負担段階区分に「現役並み所得相当」が新設されます。

世帯内に現役世代並の所得がある高齢者(※2)がいる場合、月々の負担の上限が44,400円になります。

※2 市民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。ただし、この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその人の収入が383万円、2人以上いる場合には収入合計が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。

問合せ=介護福祉課(内線514・515)

## 国民年金 保険料免除制度の申請はお早めに！

平成27年度の免除申請は、7月から受付が始まります。

国民年金には、経済的な理由等で保険料(平成27年度の保険料額：15,590円)を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。(平成26年所得の審査があります)

免除の種類=①全額免除：保険料の全額を免除

②一部免除：保険料の一部を納め、残りの保険料を免除(3/4納付・半額納付・1/4納付)

③若年者納付猶予：30歳未満の人

承認期間=7月から翌年6月まで

申請方法=印鑑を持って(退職者の場合は離職票も)、奈良年金事務所か市役所保険年金課 国民年金係(104番窓口)へ。

審査の後、結果(承認・却下)を2ヵ月後ぐらいに日本年金機構より郵送でお知らせします。

※前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請の申出をしている人は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか審査を行いますので申請は不要です。ただし、所得の申告をしていない人は、審査ができませんので、忘れずに所得申告をしてください。

※一部免除の承認を受けた場合、承認後に改めて一部納付の納付書が送付されます。一部納付の保険料を納付されないと、その承認期間は保険料未納期間となりますので、ご注意ください。

### 〈国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されました〉

平成26年4月1日からは、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請ができるようになりました。

7月時点で平成25年6月以降で未納期間がある場合は、一度窓口で相談ください。離職票等の添付書類が必要になることもありますので、詳細はお問い合わせください。



問合せ=奈良年金事務所(☎0742-35-1370)・保険年金課 国民年金係(☎53-1647)